

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、時価の算定に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改訂内容は令和5事業年度から適用します。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

薬品、診療材料、給食材料及びその他の貯蔵品

評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

3. 減価償却の会計処理方法**(1) 有形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2 ～ 50 年
構築物	2 ～ 60 年
器具・備品	2 ～ 20 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	2 ～ 5 年
--------	---------

(3) リース資産**I. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産**

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

II. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第2項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

5. 貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金・求償権償却引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒引当金・求償権償却引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、労災病院事業以外の役職員の賞与については、運営費交付金及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

7. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度2年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（企業年金制度7年、退職一時金制度8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、労災病院事業以外の退職一時金、企業年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるものについては、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

8. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

9. 資産見返補助金等の計上方法

補助金等を財源の全部または一部として、償却資産を取得したときに、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等へ振り替えております。なお、未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金については、貸付金の残高から貸倒引当金を控除した額と同額を資産見返補助金等として計上しております。

10. 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の会計処理方法

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号。)第20条に定める交付金については、独立行政法人会計基準第83 補助金等の会計処理を行っており、交付された給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金については、固定負債の「特定石綿給付金等基金預り金」に計上し、給付金等支払及び支払業務の執行に要した費用に応じて、経常収益の「特定石綿給付金等基金預り金取崩益」及び「その他の政府交付金収益」に計上しております。

11. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

12. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

※ 1. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、金銭信託及び公債に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債等を保有しており株式等は保有しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、譲渡性預金、金銭信託、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的債券	1,000,000,000	1,008,000,000	8,000,000
(2) 破産更生債権等	588,401,422		
破産更生債権等貸倒引当金	△588,401,422		
	0	0	—
(3) 未払賃金代位弁済求償権	12,801,986,963		
求償権償却引当金	△11,396,519,544		
	1,405,467,419	1,405,467,419	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております

(1) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

(3) 未払賃金代位弁済求償権

未払賃金代位弁済求償権の時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

※2. 「資産除去債務に関する事項」

(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

ア 当機構は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）に基づき、R I 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について、資産除去債務を計上しております。

イ 一部の病院の廃止決定に伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じたことから、資産除去債務を計上しております。

ウ 所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用について、資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

ア 資産除去債務の見積りに当たり、R I 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な費用を見積もっています。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

イ 不動産賃貸借契約に基づく原状回復に必要な費用を見積もっています。なお、残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ウ アスベストの除去に必要な費用を見積もっています。なお、残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,050,976,395 円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>689,865,000 円</u>
期末残高	1,361,111,395 円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

北海道中央労災病院については、令和10年度以降に岩見沢市総合病院との統合が決定したことから既存建物等の解体義務がありますが、これらの債務履行に係る費用を合理

的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

3. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

18,048,016,240円

なお、社会復帰促進等事業勘定については、算出は「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」のQ59-1A3に示された計算方法によっております。

[行政コスト計算書関係]

4. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	396,476,072,781円
自己収入等	△306,259,045,016円
法人税等及び国庫納付額	△14,469,025円
<u>機会費用</u>	<u>842,365,144円</u>

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 91,044,923,884円

5. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.32%で計算しております。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

6. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストのうち労災病院の運営に係るもの

開示すべきセグメント情報を御覧ください。

〔損益計算書関係〕

※ 7. 医療研究事業費 経費の内訳

謝金	26,578,092,508 円
光熱水費	6,325,696,239 円
消耗備品費	2,597,435,210 円
修繕費	2,717,466,719 円
賃借料	5,127,012,351 円
雑役務費	11,815,826,801 円
業務委託費	23,513,360,623 円
その他	8,422,167,080 円
計	87,097,057,531 円

※ 8. 医療研究事業費 材料費の内訳

薬品費	49,895,207,574 円
診療材料費	27,043,259,451 円
医療消耗備品費	12,077,646,759 円
その他	761,488,100 円
計	89,777,601,884 円

※ 9. 未払賃金立替払業務費用の内訳

求償権償却引当金繰入	3,682,001,288 円
------------	-----------------

※10. 一般管理費 経費の内訳

謝金	479,679,701 円
賃借料	44,687,432 円
雑役務費	461,757,222 円
業務委託費	367,334,163 円
その他	2,154,752,822 円
計	3,508,211,340 円

※11. 医療事業収入の内訳

入院収入	204,865,163,413 円
外来収入	91,247,470,493 円
その他	6,443,569,793 円
計	302,556,203,699 円

※12. 雑益の内訳

駐車場等使用料収入	504,588,624 円
宿舍等賃貸料収入	484,826,159 円
看護学生授業料等収入	485,890,107 円
その他	1,907,619,555 円
計	3,382,924,445 円

※13. 補助金返還損

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の病床確保料についての返還金を計上しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※14. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	214,569,037,511 円
現金及び預金勘定のうち定期預金	△ 10,110,000,000 円
資金期末残高	204,459,037,511 円

15. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	1,742,181,540 円
--------------------	-----------------

※16. 〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（企業年金基金制度）及び退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	175,893,298,135 円
勤務費用	8,293,240,746 円
利息費用	879,366,866 円
数理計算上の差異の当期発生額	736,157,465 円
退職給付の支払額	△ 9,517,729,151 円
期末における退職給付債務	176,284,334,061 円

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	47,068,203,659 円
期待運用収益	1,882,728,147 円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 3,253,195,850 円
事業主からの拠出額	2,682,528,342 円
退職給付の支払額	△ 2,033,078,748 円
期末における年金資産	46,347,185,550 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	79,872,213,074 円
年金資産	<u>△ 46,347,185,550 円</u>
積立型制度の未積立退職給付債務	33,525,027,524 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	<u>96,412,120,987 円</u>
小計	129,937,148,511 円
未認識数理計算上の差異	△ 13,872,441,482 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>116,064,707,029 円</u>
退職給付引当金	<u>116,064,707,029 円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>116,064,707,029 円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

I. 労災病院事業に係るもの

経常費用に係るもの

勤務費用	7,744,582,259 円
利息費用	800,234,062 円
期待運用収益	△ 1,700,772,551 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>5,663,238,504 円</u>
合 計	12,507,282,274 円

II. 労災病院事業以外に係るもの

(1) 経常費用に係るもの

勤務費用	548,658,487 円
利息費用	79,132,804 円
期待運用収益	△ 181,955,596 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>1,233,671,673 円</u>
合 計	1,679,507,368 円

(2) 経常収益に係るもの

退職給付引当金見返に係る収益	1,679,507,368 円
----------------	-----------------

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	46.3%
株式	24.7%
オルタナティブ	25.6%
その他	<u>3.4%</u>
合 計	100.0%

※オルタナティブは、ヘッジファンドのベンチマーク（HFRI指数）のリターンに連動することを目指すファンドを主な投資先としています。

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多用な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率

0.5%

②長期期待運用収益率（企業年金基金制度）

4.0%

③退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

④数理計算上の差異の処理年数

企業年金基金制度 7年

退職一時金制度 8年

注）費用処理は発生の翌事業年度からそれぞれの処理年数で行っております。

17. 「重要な債務負担行為」

以下の工事契約を締結しております。

（１）大阪労災病院新棟整備工事	2,758,221,818 円
（２）山陰労災病院新棟整備工事	2,782,378,367 円

※18. 「固定資産の減損関係」

Ⅰ 減損を認識した固定資産

(1) 新潟労災病院本館一部

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院

場 所 新潟県上越市

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 1,402,007,676円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の一部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	228,527,143円	—

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由
病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体として

そのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物 売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分以外の割合を乗じて算出した価額を用いております。

(2) 北海道中央労災病院職員宿舎他 9 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎、保育所

場 所 北海道岩見沢市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 14,588,655円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	14,580,884円	7,527円

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物 当該資産の全部の使用が想定されていない資産については正味売却価額としており、正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

II 減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

(1) 青森労災病院他 2 1 件

ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎 病院

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 780,897,724円

器具備品 帳簿価額 463,815,178円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

ウ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

職員宿舎及び病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物

を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

エ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠

未使用部分が50%超となっていますが、今後、職員宿舎においては職員の入居、器具備品においては使用の回復が見込まれているため、未使用部分についても経常的な保守管理を行っていることから、減損の認識に至りませんでした。

Ⅲ 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産

(1) 大阪労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 大阪府堺市

イ 使用しなくなる日 令和6年度以降（予定）

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

大阪労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(2) 山陰労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 鳥取県米子市

イ 使用しなくなる日 令和5年度以降（予定）

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

山陰労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(3) 香川労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 職員宿舎

場 所 香川県丸亀市

イ 使用しなくなる日 令和6年度以降(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物老朽化に伴う入居率向上が見込めず、職員駐車場への利用変更をするため、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(4) 北海道中央労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 北海道岩見沢市

イ 使用しなくなる日 令和10年度以降(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

岩見沢市立総合病院との統合が決定したことから、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

19. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の3に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理(社会復帰促進等事業勘定)、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務に係る経理(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)及びその他の業務に係る経理(一般勘定)とに区分しております。

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、時価の算定に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改訂内容は令和5事業年度から適用します。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

薬品、診療材料、給食材料及びその他の貯蔵品

評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

3. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2 ～ 50 年
構築物	2 ～ 60 年
器具・備品	2 ～ 20 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	2 ～ 5 年
--------	---------

(3) リース資産

I. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

II. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第2項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産及び前払費用に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

5. 貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金・求償権償却引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒引当金・求償権償却引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、労災病院事業以外の役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

7. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度2年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（企業年金制度7年、退職一時金制度8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、労災病院事業以外の退職一時金、企業年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるものについては、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

8. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

9. 資産見返補助金等の計上方法

補助金等を財源の全部または一部として、償却資産を取得したときに、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等へ振り替えております。なお、未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金については、貸付金の残高から貸倒引当金を控除した額等を計上しております。

10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

11. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

※ 1. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、金銭信託及び公債に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債等を保有しており株式等は保有しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、譲渡性預金、金銭信託、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的債券	1,000,000,000	1,008,000,000	8,000,000
(2) 破産更生債権等	588,401,422		
破産更生債権等貸倒引当金	△588,401,422		
	0	0	—
(3) 未払賃金代位弁済求償権	12,801,986,963		
求償権償却引当金	△11,396,519,544		
	1,405,467,419	1,405,467,419	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております

(1) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券の時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

(3) 未払賃金代位弁済求償権

未払賃金代位弁済求償権の時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

※2. 「資産除去債務に関する事項」

(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

ア 当機構は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）に基づき、R I 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について、資産除去債務を計上しております。

イ 一部の病院の廃止決定に伴い、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じたことから、資産除去債務を計上しております。

ウ 所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用について、資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

ア 資産除去債務の見積りに当たり、R I 施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な費用を見積もっています。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

イ 不動産賃貸借契約に基づく原状回復に必要な費用を見積もっています。なお、残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ウ アスベストの除去に必要な費用を見積もっています。なお、残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,050,976,395 円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>689,865,000 円</u>
期末残高	1,361,111,395 円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

北海道中央労災病院については、令和10年度以降に岩見沢市総合病院との統合が決定したことから既存建物等の解体義務がありますが、これらの債務履行に係る費用を合理

的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

3. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

18,047,460,572円

なお、社会復帰促進等事業勘定については、算出は「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」のQ59-1A3に示された計算方法によっております。

[行政コスト計算書関係]

4. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	359,040,083,897円
自己収入等	△306,564,223,109円
法人税等及び国庫納付額	△14,469,025円
<u>機会費用</u>	<u>842,364,884円</u>

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 53,613,756,647円

5. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.32%で計算しております。

(3) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

6. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストのうち労災病院の運営に係るもの

開示すべきセグメント情報を御覧ください。

〔損益計算書関係〕

※ 7. 医療研究事業費 経費の内訳

謝金	26,578,092,508 円
光熱水費	6,325,696,239 円
消耗備品費	2,597,435,210 円
修繕費	2,717,466,719 円
賃借料	5,127,012,351 円
雑役務費	11,815,826,801 円
業務委託費	23,513,360,623 円
その他	8,422,167,080 円
計	87,097,057,531 円

※ 8. 医療研究事業費 材料費の内訳

薬品費	49,895,207,574 円
診療材料費	27,043,259,451 円
医療消耗備品費	12,077,646,759 円
その他	761,488,100 円
計	89,777,601,884 円

※ 9. 未払賃金立替払業務費用の内訳

求償権償却引当金繰入	3,682,001,288 円
------------	-----------------

※10. 一般管理費 経費の内訳

謝金	472,297,228 円
賃借料	44,326,917 円
雑役務費	455,661,050 円
業務委託費	367,334,163 円
その他	2,154,177,117 円
計	3,493,796,475 円

※11. 医療事業収入の内訳

入院収入	204,865,163,413 円
外来収入	91,247,470,493 円
その他	6,443,569,793 円
計	302,556,203,699 円

※12. 雑益の内訳

駐車場等使用料収入	504,588,624 円
宿舍等賃貸料収入	484,826,159 円
看護学生授業料等収入	485,890,107 円
その他	1,907,619,555 円
計	3,382,924,445 円

※13. 補助金返還損

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の病床確保料についての返還金を計上しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※14. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	80,413,915,352 円
現金及び預金勘定のうち定期預金	△ 10,110,000,000 円
資金期末残高	70,303,915,352 円

15. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	1,742,181,540 円
--------------------	-----------------

※16. 〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（企業年金基金制度）及び退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	175,893,298,135 円
勤務費用	8,293,240,746 円
利息費用	879,366,866 円
数理計算上の差異の当期発生額	736,157,465 円
退職給付の支払額	△ 9,517,729,151 円
期末における退職給付債務	176,284,334,061 円

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	47,068,203,659 円
期待運用収益	1,882,728,147 円
数理計算上の差異の当期発生額	△3,253,195,850 円
事業主からの拠出額	2,682,528,342 円
退職給付の支払額	△2,033,078,748 円
期末における年金資産	46,347,185,550 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	79,872,213,074 円
年金資産	<u>△ 46,347,185,550 円</u>
積立型制度の未積立退職給付債務	33,525,027,524 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	<u>96,412,120,987 円</u>
小計	129,937,148,511 円
未認識数理計算上の差異	△ 13,872,441,482 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>116,064,707,029 円</u>
退職給付引当金	<u>116,064,707,029 円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>116,064,707,029 円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

I. 労災病院事業に係るもの

経常費用に係るもの

勤務費用	7,744,582,259 円
利息費用	800,234,062 円
期待運用収益	△ 1,700,772,551 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>5,663,238,504 円</u>
合 計	12,507,282,274 円

II. 労災病院事業以外に係るもの

(1) 経常費用に係るもの

勤務費用	548,658,487 円
利息費用	79,132,804 円
期待運用収益	△ 181,955,596 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>1,233,671,673 円</u>
合 計	1,679,507,368 円

(2) 経常収益に係るもの

退職給付引当金見返に係る収益	1,679,507,368 円
----------------	-----------------

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	46.3%
株式	24.7%
オルタナティブ	25.6%
その他	<u>3.4%</u>
合 計	100.0%

※オルタナティブは、ヘッジファンドのベンチマーク（HFRI指数）のリターンに連動することを目指すファンドを主な投資先としています。

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多用な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率

0.5%

②長期期待運用収益率（企業年金基金制度）

4.0%

③退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

④数理計算上の差異の処理年数

企業年金基金制度 7年

退職一時金制度 8年

注) 費用処理は発生の翌事業年度からそれぞれの処理年数で行っております。

17. 「重要な債務負担行為」

以下の工事契約を締結しております。

(1) 大阪労災病院新棟整備工事	2,758,221,818 円
(2) 山陰労災病院新棟整備工事	2,782,378,367 円

※18. 「固定資産の減損関係」

I 減損を認識した固定資産

(1) 新潟労災病院本館一部

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院

場 所 新潟県上越市

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 1,402,007,676円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の一部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	228,527,143円	—

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体として

そのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物 売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分以外の割合を乗じて算出した価額を用いております。

(2) 北海道中央労災病院職員宿舎他 9 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎、保育所

場 所 北海道岩見沢市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 14,588,655円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	14,580,884円	7,527円

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

宿舎は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物 当該資産の全部の使用が想定されていない資産については正味売却価額としており、正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

II 減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

(1) 青森労災病院他 2 1 件

ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎 病院

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物 帳簿価額 780,897,724円

器具備品 帳簿価額 463,815,178円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

ウ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認めた理由

職員宿舎及び病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物

を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

エ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠

未使用部分が50%超となっていますが、今後、職員宿舎においては職員の入居、器具備品においては使用の回復が見込まれているため、未使用部分についても経常的な保守管理を行っていることから、減損の認識に至りませんでした。

Ⅲ 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産

(1) 大阪労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 大阪府堺市

イ 使用しなくなる日 令和6年度以降（予定）

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

大阪労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(2) 山陰労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 鳥取県米子市

イ 使用しなくなる日 令和5年度以降（予定）

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

山陰労災病院は増改築工事を行っており、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(3) 香川労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 職員宿舎

場 所 香川県丸亀市

イ 使用しなくなる日 令和6年度以降(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物老朽化に伴う入居率向上が見込めず、職員駐車場への利用変更をするため、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

(4) 北海道中央労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 北海道岩見沢市

イ 使用しなくなる日 令和10年度以降(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

岩見沢市立総合病院との統合が決定したことから、既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

使用しなくなる日が翌事業年度以降であり、使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額を算定することができないことから、記載しておりません。

19. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の3に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理(社会復帰促進等事業勘定)、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務に係る経理(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)及びその他の業務に係る経理(一般勘定)とに区分しております。

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、時価の算定に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改訂内容は令和5事業年度から適用します。

1. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

器具・備品	5 年
-------	-----

2. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

3. 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の会計処理方法

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号。）第20条に定める交付金については、独立行政法人会計基準第83 補助金等の会計処理を行っており、交付された給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金については、固定負債の「特定石綿給付金等基金預り金」に計上し、給付金等支払及び支払業務の執行に要した費用に応じて、経常収益の「特定石綿給付金等基金預り金取崩益」及び「その他の政府交付金収益」に計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

※ 1. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、定期預金に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、現金及び預金は注記を省略しており、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

〔行政コスト計算書関係〕

2. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	37,435,548,219円
-------	-----------------

自己収入等	△4,821,907円
-------	-------------

機会費用	0円
------	----

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 37,430,726,312円

3. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.32%で計算しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※ 4. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	134,155,122,159 円
----------	-------------------

現金及び預金勘定のうち定期預金	0 円
-----------------	-----

資金期末残高	134,155,122,159 円
--------	-------------------

5. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の3に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理（社会復帰促進等事業勘定）、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務に係る経理（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）及びその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和3年9月21日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和4年3月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という。)のうち、時価の算定に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する改訂内容は令和5事業年度から適用します。

1. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4 ～ 11 年
構築物	2 ～ 4 年
器具・備品	2 ～ 3 年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

1. 出資を財源にした資産に係るその他行政コスト累計額の合計額

555,668円

〔行政コスト計算書関係〕

2. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	440,665円
-------	----------

機会費用	260円
------	------

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト	440,925円
----------------	----------

3. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.32%で計算しております。

4. 〔区分経理〕

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条の3に基づき、労働者等の社会復帰促進等の業務に係る経理（社会復帰促進等事業勘定）、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務に係る経理（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定）及びその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。